

医療機器関連分野ファウンドリー専任コーディネーター設置業務仕様書

1 目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を県内一帯に集積する「メディカル・デバイス・コリドー構想」を実現するため、「メディカル・デバイス・コリドー推進計画」を策定し、医療機器関連産業への新規参入等を支援してきた。こうした中、更なる施策の展開を図り、構想の実現を加速化させるべく、現計画の「メディカル・デバイス・コリドー推進計画 2.1」ではいわゆる半導体産業におけるファウンドリーの医療機器版を山梨県全体で目指す「全県ファウンドリー化」を図ることとしている。

こうした中、大手医療機器製造販売企業、製造部門を有しないファブレス企業、スタートアップ企業においては、半導体産業と同様、水平分業型の産業構造により機器製造を外注する傾向にあるとされ、技術力、コスト、安定供給、製造実績に応じて企業を探索しているものの、その探索方法は大規模展示会での発掘や企業情報及び地域の持つイメージから個別に探索するとされている。

そこで、本事業では、医療機器製造販売企業、ファブレス企業、スタートアップ企業等に対する発注開拓や本県ものづくり企業のPRを行う専任のコーディネーターを設置し、医療機器関連分野における全県ファウンドリー化の進展を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 医療機器製造販売企業に対する医療機器等に関する発注開拓

- ・コーディネーターは医療機器製造販売企業に対するヒアリング（訪問・オンライン）を200件以上実施し、機器製造等の発注ニーズを20件以上収集すること。
- ・収集した企業情報等について、データベース化すること。

(2) ファブレス企業、スタートアップ企業に対する医療機器等に関する発注開拓

- ・コーディネーターは次の対象企業等に対するヒアリング（訪問・オンライン）を200件以上実施し、機器製造等の発注ニーズを20件以上収集すること。
 - ① AMED、NEDOなど、医療機器開発に向けた国補事業採択企業（過去5年程度）
 - ② 文部科学省事業により設立した大学発ベンチャー、スタートアップ 等
 - ③ ベンチャーキャピタルへの情報収集を通じて紹介された企業 等
 - ④ 一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン、ライフサイエンス インキュベーション協議会などの加盟企業 等
 - ⑤ その他、自前の工場を持たず機器製造等を外注しようとする企業
- ・収集した企業情報等について、データベース化すること。

(3) 発注ニーズに対するフォローアップ

- ・収集したニーズは、メディカル・デバイス・コリドー推進センター（以下「推進セン

ター」という。)を設置する公益財団法人やまなし産業支援機構及びその運営委託会社(以下「支援機構等」という。)と共有し、内容を精査の上、適切な県内企業とのマッチング機会を設定すること。

- ・ 支援機構等の仲介の下、マッチング(商談)を実施し、見積・試作品依頼等の進捗や受注の成否をフォローアップすること。
- ・ 県の補助金の交付を受けて大規模展示会に出展する県内企業の展示会場でのマッチング支援を行うこと。

(4) 山梨県の実施する医療機器関連産業に関する施策等の認知度獲得

- ・ 発注開拓業務でコンタクトする相手先に対して、メディカル・デバイス・コリドー構想や推進センターの取り組み、県内製造業の特徴、本県ものづくり企業の紹介などをPRすること。

(5) 定期会議

- ・ 1月に1度、県との定期会議を実施し、活動実績や今後の活動計画等の打合せを行う。

4 業務体制

受託者は、3に掲げる業務に関して、原則として次の条件を満たす者を設置すること

- ・ 国内外の医療・ヘルスケア関連企業における製造や販売部門等で勤務した実績を有すること。
- ・ 自身又は関係者の知識と経験を活用して、県内企業の医療・ヘルスケア関連分野における取引拡大に関して支援が行えること。

5 実績精算(成果指標)

本業務に係る実績が、3(1)及び(2)に掲げる件数に満たない場合は、それぞれの実績に応じて委託料を精算する。その場合、実績に応じて支払う旅費を除いた委託料上限額の2割を調査及びその他諸経費に要する固定費とし、委託料上限額から固定費を除いた額を以下により実績に応じて精算する変動費とする。

【変動費の計算方法】

{委託料上限額(旅費除)－(委託料上限額×0.2)}×実績に応じて算出した割合※

- ※ ① 3(1)、3(2)のそれぞれの業務において次のとおり算出すること
(ヒアリング実績件数/200)×(ニーズ収集実績件数/20)/2
(小数点第3位を四捨五入。ただし、0.50を上限とする。)
- ② ①で算出した数値の合算を「実績に応じて算出した割合」とする。

なお、収集するニーズは医療機器の製造受注(試作を含む)に関するニーズを中心とするが、その過程で収集した部材や研究開発に関するニーズを含むものとする。

6 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、本県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

7 成果物

- ・ 報告書 1 部（A 4 縦（A 3 は Z 折り））
- ・ 電子データ 1 式（報告書、本業務で収集・作成した資料一式）

8 本業務結果等の第三者との共有

- （1）本業務による成果物及び途中経過については、支援機構等と共有する。なお、個人情報が含まれること等により共有できない箇所がある場合は、予め書面により本県に申し出ること。
- （2）本業務の実施にあたっては、必要に応じて支援機構等と連携すること。なお、本業務の実施中に行う本県との協議には、支援機構等が同席することがある。
- （3）本県が支援機構等以外の第三者に成果物等を共有する場合は、予め受託者と協議して行うこととする。

9 その他

- （1）本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- （2）人件費、交通費等本事業の実施に必要な経費は、本契約の委託料に全て含まれるものとする。なお、活動に必要な名刺、封筒については、県において支給するため、必要数を協議すること。
- （3）本仕様書に定めのない事項であっても、本業務に関連すると認められる県が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- （4）企業と面談等を行う場合は、議事録を作成するとともにその情報を適宜県と共有すること。また、これまで県が築いてきた関係性を損ねることがないようにすること。
- （5）毎月 10 日までに、前月の作業日報（従事者名、業務内容、時間数の分かる資料）を提出すること。
- （6）県からの求めに応じて県及び県が同席を求める者と打合せや報告会を実施し、指示のあった事項については協議の上、業務に反映すること。
- （7）本業務にあたり、支援する企業等から秘密保持契約の締結を求められた場合、速やかに対応を行うこと。
- （8）本業務で作成した成果物の内容（電子ファイルを含む。以下同じ。）の所有権や著作権は、原則として全て本県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については受託者に留保するものとし、この場合、本県は当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- （9）本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- （10）本業務の実施にあたって、本県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- （11）本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、本県と協議してこれを定めるものとする。